

令和6年7月の法人税務についてお知らせ

国 税 の 種 類		納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和6年6月分)	納付期限	令和6年7月10日(水)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和6年5月31日決算法人)	確定申告書の 提出期限	令和6年7月31日(水)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和6年5月31日決算法人)	確定申告書の 提出期限	令和6年7月31日(水)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年11月30日決算法人)	中間申告書の 提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和6年7月31日(水)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年11月30日決算法人)	中間申告書 の提出期限	令和6年7月31日(水)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

定額減税とあわせた各種給付措置（各市区町村から）

各市町村からの各種給付措置は、昨年11月の経済対策に基づき、定額減税の実施とあわせて、所得水準や世帯構成に応じた給付金が支給されるものです。その種類は以下のとおりです。

「各種給付措置の種類」

- 1 住民税非課税世帯への給付・・・昨年に物価高騰への対応として支給された3万円に、今回7万円を追加支給することで、1世帯あたり10万円給付するものです。
- 2 住民税均等割のみが課税されている世帯への給付・・・1世帯当たり10万円支給するものです。
- 3 「こども加算」・・・上記の1と2該当する者で、世帯内に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人につき5万円を給付するものです。
- 4 新たに非課税等となる世帯の方への給付・・・令和5年度住民税が課税されていたものの令和6年度で住民税非課税世帯若しくは住民税均等割のみ課税となる世帯にたいし、1世帯につき10万円の給付に加えて、世帯内に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人につき5万円を給付するものです。
- 5 定額減税しきれないと見込まれる方への給付・・・定額減税がしきれないと見込まれる額が発生する方には、その額を1万円単位に切上げて支給することとしています。

以上の給付は、各市町村から案内があります。

簡易な扶養控除等申告書の提出が可能

令和5年度改正により、従業員が会社に提出する扶養控除等申告書の記載事項に前年度から異動がなければ、記載に代えて移動がない旨の記載で済ますことができます。（「簡易な申告書」という。）

「簡易な申告書」の提出ができるのは令和7年1月1日以降に支払うべき給付等に係る扶養控除等申告書からです。

尚、従来どおり、全ての記載事項を記載した扶養控除等申告書を提出することもできます。

記載例では、令和7年度分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の右横の○の扶の下に「前年度から異動なし」と記載します。